

第四期特定健康診査等実施計画

ドッドウェル健康保険組合

最終更新日：令和 6 年 03 月 26 日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】		
No.1	【生活習慣病・健康意識の改善】（特定健診の実施率向上） ■被扶養者の受診率が被保険者に比べて低い。目標の90%には至っていない。	➡ ■被扶養者の家族健診(特定健診)の受診率向上に向けた取り組みを検討する。 ・健診案内（ICT利用や内容の改善、各種受診勧奨策の改善） ・受診の利便性向上 ・未受診者への再勧奨通知
No.2	【生活習慣病・健康意識の改善】（ポピュレーションアプローチ） ■加入者への各種情報提供が不十分 ・医療費削減の必要性の認識 ・疾病に関する基礎知識や予防、治療の知識 ・各種健診の情報、健診（検診）受診の大切さ ・生活習慣病や重症化のリスク ・適切な医療のために必要な行動 ・日常の予防の大切さ、適切な食事・運動・睡眠の重要性など	➡ ■活用媒体の拡充 ・Webサイト ・機関誌 ・社内掲示物 ・各種郵送物へ同封するチラシ等 ・健診や健康情報に関するパンフレット ・健診受診や特定保健指導に関する受診/参加勧奨のチラシまたは小冊子等
No.3	【特定保健指導のアウトプット目標達成】 ■被保険者の特定保健指導実施率の安定した維持が必要。 ■被扶養者の特定保健指導実施率が低い。	➡ ■被保険者向け ・被保険者に対しては事業主との連携による個別の参加勧奨を行う。特に案内や勧奨へ未応答の加入者への再度の通知・勧奨は複数回行う。 ■被扶養者向け ・被扶養者向けの案内通知内容を改善する。再通知による強化を図る。 ・ICT利用を進め、利便性向上による参加率向上、途中脱落の防止を図る。
No.4	【後発医薬品による薬剤費削減】 ■後発医薬品使用率が目標未達である。10代以下および中高年の切替可能数量が多い。	➡ ■後発医薬品差額通知機能を今後も継続する。 ■「後発医薬品希望シール」の配布を今後も継続する。配布の際はマイナナンバーカードのケースへの貼り付け、お薬手帳に貼付するなどのアドバイスも添える。 ■機関誌、Webサイトなどで後発医薬品推進の意義や安全性の情報を提供する。
No.5	【がんの早期発見早期治療】 ■消化器、女性器のがんの患者数が多い。医療費でも多くの割合を占めているため、がん検診受診率を上げて早期発見早期治療促進を図る。	➡ ■各種健診のがん検診オプションを選択させる工夫をする。 ■がんの早期発見早期治療の必要性、検査の方法や検査結果の対処などの情報提供を行う。
No.6	【重症化が懸念されるハイリスク者への対応】 ■受診勧奨該当者の中で未受診者が一定数いる ■重症化予防対象者が一定数いる	➡ ■受診勧奨対象者への受診勧奨を強化する ・受診勧奨対象者の台帳を作成し、勧奨実施の管理を徹底する。各勧奨はICTの活用などにより省力化、効率化を図る。 ・受診開始が確認出来るまで通知を継続する。 ・特に数値が高い加入者へは個別の連絡を取り、受診勧奨を行う。
No.7	【メンタルヘルス】 ■メンタル系の医療費では、気分〔感情〕障害の割合がもっとも多い。患者数では、神経症・ストレス障害、気分障害が多い。	➡ ■統計情報（匿名化された情報）を事業者と共有し、加入者（社員）の罹患傾向の認識を一致させ、共同による効果的な施策を計画・実施する。 ■相談窓口の利用促進（周知強化）と匿名化・整理した情報を事業主と共有し対策検討に活用する参考データとする。
No.8	【若年層の生活習慣病リスク】 ■39歳以下の内臓脂肪症候群該当者割合（予備群含む）は一定割合存在する。これらは40歳になると特定保健指導対象者となる可能性が高く、特定保健指導実施率や特定保健指導対象者割合などに影響するために39歳以下であっても肥満解消、生活習慣病リスクの低減が必要である。	➡ ■39歳以下の有所見者への医療機関への受診勧奨を行う。 ■39歳以下でも内臓脂肪症候群に該当する加入者に対して、特定保健指導と同等の保健指導を実施する。 ■ポピュレーションアプローチとして年齢に関わらず、生活習慣病の予防のための食事と運動習慣の改善を図るためのセルフケアプログラムを提供する。
No.9	【女性特有の健康課題】 ■婦人科系がん、月経（女性ホルモン）に関連する複数の疾病で、医療費または一人当たり医療費が高い。	➡ ■疾病や年齢に合わせて変化する女性ホルモン関連の健康課題についての、正しい知識と理解を深めることで、予防・治療の促進を図る。（健保連の共同事業への参加） ■正しい知識と理解を深めることで、生活の中での合理的配慮が円滑に行われる文化醸成を図る。（貧血や生理休暇、更年期障害への職場での適切な対応等） ■乳がん、子宮がん（子宮頸がん、子宮体がん）の基礎知識とがん検診受診の推奨

基本的な考え方（任意）

-

特定健診・特定保健指導の事業計画 【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名 事業主健診結果の健保組合への連携

対応する
健康課題番号 No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：18～39、対象者分類：被保険者
方法	・事業主より健診結果を健保組合に連携する。 ・マイナポータルで自分の健診結果を見ることができるようになったことを加入者に周知する。
体制	事業主 ・健保組合へ健診結果を提供する。 健保組合 ・事業主から健診データを受領する。 ・マイナポータルで自分の健診結果を見ることができるようになったことを加入者に周知する。

事業目標

40歳未満の事業主健診情報を健保組合に連携し、より長期間のデータを把握できる仕組みを作り、状況把握と改善に活かす。							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	加入者の意識付けが目的のため (アウトカムは設定されていません)						
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	加入者への周知回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
・事業主健診結果を健保組合への連携を開始する。	・事業主健診結果を健保組合への連携を継続する。	・事業主健診結果を健保組合への連携を継続する。
R9年度	R10年度	R11年度
・事業主健診結果を健保組合への連携を継続する。	・事業主健診結果を健保組合への連携を継続する。	・事業主健診結果を健保組合への連携を継続する。

2 事業名 特定健康診査

対応する
健康課題番号 No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	■被保険者向け対策 ・被保険者向けについては、これまでの実施内容を継承し、改善を継続する。 ・健診受診勧奨を事業主と共同で実施する。被保険者の受診継続を実現する。 ■被扶養者向け施策 ・被扶養者向けについては、これまでの実施内容を継承し、改善を継続する。 ・被扶養者への受診案内に生活習慣病の予防に関する啓発資料を同封し、特定健診の必要性理解醸成および受診への動機付けが行われるように図る。 ・健診受診勧奨を被保険者や事業主と共同で実施する。
体制	■事業主から面談への誘導（声かけ）のしくみは体制を維持し、事業主との参加勧奨の進行状況の情報共有を継続する。

事業目標

受診率を上げて自身の健康を把握し、生活習慣病リスクを減らし健康増進を図る。							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	内臓脂肪症候群該当者割合	16.0 %	15.6 %	15.2 %	14.8 %	14.4 %	14.0 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	受診勧奨通知発送率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %
	特定健診実施率	90.0 %	91.0 %	92.0 %	93.0 %	94.0 %	95.0 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
・被保険者の健診実施方法の実施・継続について、事業主とともに検討する。・被扶養者の未予約者への封書による受診勧奨方法の変更を検討して実施してみる。	・前年度の検討および検証を踏まえ被保険者の健診実施方法を改善する。・被扶養者の未予約者に対して案内書、チラシを同封した封書による受診勧奨を実施する。	・前年度の検討および検証を踏まえ被保険者の健診実施方法を改善する。・被扶養者の未予約者に対して案内書、チラシを同封した封書による受診勧奨を実施する。・中間の振り返りを行い、次年度以降に反映させる。
R9年度	R10年度	R11年度
・前年度までに実行した施策の効果分析を実施して、施策の継続、削減や新規追加を計画する。・引き続き経年分析を実施する。	・前年度の改善策を反映させた計画を元に施策を実施する。・引き続き経年分析を実施する。	・前年度の改善策を反映させた計画を元に施策を実施する。【6ヶ年の総合評価】・2024年度からの事業評価を行い、改善点を整理して2030年度からの計画へ反映する。



事業の概要

対象	対象事業所：全て, 性別：男女, 年齢：40～74, 対象者分類：基準該当者
方法	■被保険者向け対策 ・封書による特定保健指導参加案内に、生活習慣病の予防の啓発資料を同封する。 ・事業所からの面談勧奨、アプリ等による継続フォローを実施する。 ■被扶養者向け対策 ・封書による特定保健指導参加案内に、生活習慣病の予防の啓発資料を同封する。 ・案内発送後1ヶ月経過を目安に初回面談の未予約者には、参加案内を再送する。
体制	■確立している事業主から面談への誘導（声かけ）のしくみは体制を維持し、事業主との参加勧奨の進行状況の情報共有を継続する。 ■ICTを活用したオンライン保健指導を継続する。

事業目標

・生活習慣病予防							
・特定保健指導該当者の減少							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導対象者割合	16.0 %	15.6 %	13.6 %	12.4 %	11.2 %	10.0 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	パンフレットの配布	1 回	1 回	1 回	2 回	2 回	2 回
特定保健指導実施率		85.0 %	86.0 %	87.0 %	88.0 %	89.0 %	90.0 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
・被扶養者に対してICTを活用した参加の申し込み、保健指導(オンライン保健指導)を実施する。・リバウンドを防ぐために、保健指導実施事業者と連携し、特定保健指導後のフォローとして、アプリを活用した食事運動チェックを一部の対象者に試行する。	・被扶養者へのオンライン保健指導の実施状況を評価し、案内方法や指導方法の改善を検討する。・保健指導後のフォローを実施者全員に適用する。	・前年度に引き続き被扶養者へのオンライン保健指導の実施率を分析し、案内方法の改善を検討する。・前年度の保健指導後のフォロー状況や健診結果を評価し、フォロー方法を改善して実施する。
R9年度	R10年度	R11年度
・前年度までに実行した施策の効果分析を実施して、施策の継続、削減や新規追加を計画する。・引き続き経年分析を実施する。	・前年度の改善策を反映させた計画を元に施策を実施する。・引き続き経年分析を実施する。	・前年度の改善策を反映させた計画を元に施策を実施する。【6ヶ年の総合評価】・2024年度からの事業評価を行い、改善点を整理して2030年度からの計画へ反映する。

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	1,336／1,485＝90.0％	1,360／1,495＝91.0％	1,385／1,505＝92.0％	1,409／1,515＝93.0％	1,433／1,525＝94.0％	1,458／1,535＝95.0％
		被保険者	1,070／1,126＝95.0％	1,077／1,134＝95.0％	1,096／1,142＝96.0％	1,115／1,150＝97.0％	1,135／1,158＝98.0％	1,154／1,166＝99.0％
		被扶養者※3	266／359＝74.1％	283／361＝78.4％	289／363＝79.6％	294／365＝80.5％	298／367＝81.2％	304／369＝82.4％
	実績値 ※1	全体	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
		被保険者	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
		被扶養者※3	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	159／187＝85.0％	160／186＝86.0％	161／185＝87.0％	162／184＝88.0％	162／182＝89.0％	162／180＝90.0％
		動機付け支援	80／87＝92.0％	80／86＝93.0％	80／85＝94.1％	80／84＝95.2％	80／83＝96.4％	80／82＝97.6％
		積極的支援	79／100＝79.0％	80／100＝80.0％	81／100＝81.0％	82／100＝82.0％	82／99＝82.8％	82／98＝83.7％
	実績値 ※2	全体	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
		動機付け支援	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
		積極的支援	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％

※1）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3）特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）
-
特定健康診査等の実施方法（任意）
-
個人情報の保護
当組合は、ドッドウェル健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。 当組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。 当組合のデータ保護管理者は、常務理事とする。また、データの利用者は当組合の職員に限る。 外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。
特定健康診査等実施計画の公表・周知
本計画は、ホームページに掲載し、公表・周知する。
その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）
令和１１年度における目標を達成するためには、毎年運用体制の見直しを検討すると共に、令和８年度に３年間の中間評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合、その他必要がある場合にはその都度計画内容を見直すこととする。